

3 子ども・子育て応援プランの策定

各章で詳しくご紹介したように、少子化の流れを変えるために、国・地方公共団体・企業等が一体となって、次世代育成支援対策に計画的に取り組んでいく必要がありますが、政府におきましては、少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画として、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

「子ども・子育て応援プラン」は、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、これらを実施していくことにより「子どもが健康に育つ社会」、「子どもを生み、育てるに喜びを感じることができる社会」へ転換できるよう、社会全体で子どもの育ちや子育てを応援する環境づくりを進めていこうとしています。

この章では、「子ども・子育て応援プラン」の内容を詳しくご紹介します。

(1) 子ども・子育て応援プランのねらい

●少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示

※これまでのプラン(エンゼルプラン、新エンゼルプラン)では保育関係事業を中心に目標が設定されていたが、今回は、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標を設定

※地域の子育て支援についても、「待機児童ゼロ作戦」とともに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切にする取組を推進

●プランに掲げた施策の実施を通じて、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのか分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示

※提示した「目指すべき社会の姿」に照らして、施策の内容や効果を評価しながら、効果的に施策を展開

●全国の市町村が策定中の次世代育成支援に関する行動計画も踏まえて目標設定することにより、全国の市町村における行動計画の推進を支援

※地方公共団体の計画とリンクさせた形でプランを策定するのは今回が初めて

(2) 子ども・子育て応援プランの概要 —平成16年12月24日少子化社会対策会議決定—

少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、それらの施策の実施を通じて、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てるに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのか分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示しています。

4つの重点課題①:若者の自立とたくましい子どもの育ち

[主な具体的施策]

- 職場体験等を通じた小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進
- 若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)における各種サービスの推進
- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用
- キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進
- 若年労働者の職場定着の促進
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実
- 学校における体験活動の充実
- こどもエコクラブ事業の推進
- 「確かな学力」の向上や「生きる力」の育成

[今後5年間の目標]

- 常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成
- 平成18年度までに約5万人を養成
- 新規学卒就職者の就職後3年内の離職率を毎年度対前年度比で減少
- 基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力
- 全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施
- 小・中学生のこどもエコクラブ登録者数を11万人に

目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕(例)

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す]
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる
- 子どもたちが、「確かな学力」、豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむことができる学校教育が推進される



4つの重点課題②:仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

[主な具体的施策]

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及
- 育児休業制度の周知・定着
- 男性の子育て参加促進に向けた企業等における取組の推進
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進
- 長時間にわたる時間外労働の是正
- 子育てのための年次有給休暇の取得促進
- 適正な就業環境の下でのテレワークの普及促進
- 企業におけるポジティブ・アクションの普及促進
- 再チャレンジサポートプログラムなど再就職準備支援の推進
- 求人年齢の上限の緩和促進

[今後5年間の目標]

- 次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、
ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業
- 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合を100%に
- 男性の育児休業取得実績がある認定企業数を計画策定企業の20%以上

長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少

労働者一人平均年次有給休暇の取得率を少なくとも55%以上に
就業人口に占めるテレワーカー比率を20%に
取組企業の割合を40%に

公共職業安定所における全求人に占める年齢不問求人の割合を平成17年度30%に

目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕(例)

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得〔育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%〕
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる〔育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに〕
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正
- 育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となる

4つの重点課題③:生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

[主な具体的施策]

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進
- 安心して子どもを生み育てることができる社会について、地域住民や関係者が共に考える機会の提供

[今後5年間の目標]

- すべての施設で受入を推進
- 全市町村で実施

目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕(例)

- 様々な場において中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる
- 全国の市町村において子育てを応援する各種の取組が行われるようになる

4つの重点課題④:子育ての新たな支え合いと連帯

[主な具体的施策]

- 地域の子育て支援の拠点づくり
- 一時・特定保育の推進
- 預かり保育の推進など幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実
- シルバー人材センターによる高齢者を活用した子育て支援の推進
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開
- 放課後児童クラブの推進
- 乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)の推進
- 家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進
- 児童虐待防止ネットワークの設置
- 虐待を受けた児童等に対する小規模グループケアの推進
- 自閉症・発達障害支援センターの整備
- 小児救急医療体制の推進
- 特定不妊治療費助成事業の推進
- 子育てバリアフリーの推進

[今後5年間の目標]

- つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施
全国の中学校区の約9割(9,500か所)で実施
- 待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大
全国の小学校区の約4分の3(17,500か所)で実施
全市町村で家庭教育に関する講座が開設
全市町村
児童養護施設等において1施設あたり1か所程度(845か所)で小規模ケアを実施
平成19年度までに全都道府県・指定都市で設置
小児救急医療圈404地区をすべてカバー
全都道府県・指定都市・中核市で実施
建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成

目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕(例)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 孤独な子育てをなくす(誰にも子育てについて相談できない人や誰にも預けられない人の割合が減る)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる(保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える)
- 家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される(しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る)
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる
- 障害のある子どもの育ちを支援し、一人ひとりの適正に応じた社会的・職業的な自立が促進される
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊娠、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるようになる

検討課題

- 社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。
- 社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策の在り方等を幅広く検討する。